

福知山市入札監視委員会（令和2年度 第2回）議事概要

開催日時及び場所	令和2年11月24日（火） 午後2時00分～4時15分 市民交流プラザふくちやま3階市民交流スペース	
出席委員氏名（職業）	委員長 <small>おぎの しんいち</small> 萩野 伸一（弁護士） 委員 <small>きくた まなみ</small> 菊田 学美（行政書士・特定社会保険労務士） 委員 <small>よしだ ちかくに</small> 吉田 周邦（公認会計士）	
議 事 概 要	議事 （1）令和2年度上半期の入札・契約の実施状況について （2）抽出案件に関する審議について	
審 議 対 象 期 間	令和2年4月 1日 ～ 令和2年 9月30日	
審 議 対 象 件 数	[工事] 102件	[委託役務業務] 3件
内 訳	公募型指名競争入札	0件
	条件付一般競争入札	37件
	指名競争入札	59件
	随 意 契 約	6件
抽 出 案 件 数	4件	1件
委員からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	○工事内容に適合する発注業種の選定に努めるとともに、競争性が確保される工夫を行っていただきたい。 ○公募型プロポーザルを実施する際には、公募期間の延長や地域要件の緩和等、募集要件を検討し、より多くの提案を比較検討できるようにしていただきたい。 ○工事の積算や、プロポーザルを行う際には経費の比較を行う等、経済性についても十分に精査を行っていただきたい。	

別 紙

「1 令和2年度上半期の入札・契約の実施状況について」

意見・質問	回 答 等
<p>○上半期の契約件数について、年間の発注予定に対して上半期の発注割合は予算ベースでどのような状況か。また、新型コロナウイルス感染症に関する工事等の発注はあったか。</p> <p>○下半期についても上半期と同程度の金額が発注されるのか。</p>	<p>1点目について、上半期の発注額は年間の発注予定額の約50%である。例年の発注率と同様の傾向であるため下半期に大きく増えることはない。</p> <p>2点目について、本委員会で対象となる建設工事・プロポーザル業務の案件のリストには掲載されていないが、病院・学校等の施設では多くの物品購入が行われた。その際、新型コロナウイルス感染症対策関連の物品購入については100%国庫補助の対象となる。</p> <p>その予定であるが、あくまで当初予定であり、国の補正予算等の状況によっては予定外の工事が増える可能性が有る。</p>

「2 議事(2)抽出工事に関する審議について」関係

1 下水工第32号 段汚水中継ポンプ場No.2 汚水ポンプ設備更新工事…条件付一般競争入札

意見・質問	回 答 等
<p>○条件付一般競争入札に4者応募があった内3者が辞退されているが、その理由は何か。</p> <p>○工事内容はモーターの取替という事だが、古いモーターを売却し、市の財政負担を減らすことはできないか。</p> <p>○福知山市内に営業拠点を持ち、「機械器具設置」のA等級(総合評定点が690点以上)の業者は何者あるのか。</p>	<p>3者とも、工期を確保できないことが辞退理由である。</p> <p>有価物の金属くずとして設計額から減額している。ポンプの耐用年数は一般的に15年である。本ポンプは製造から30年以上が経過し、点検・調査の結果、継続して使用できないものと判断している。</p> <p>市内で「機械器具設置」A等級の業者は4者あるが、本工事では特定建設業の許可についても参加資格要件となっており、すべての資格を持つ市内業者</p>

<p>○市内に営業拠点を有さず、特定建設業許可を有する 690 点以上 (A 等級相当) の登録業者は何者か。</p> <p>○「機械器具設置」A 等級業者で特定建設業の許可を持つ業者、という資格要件では、受注意欲を持つ業者が少なく、結果、競争性が図られていないのではないか。近畿地方整備局に確認したところ、現場での組み立て作業を伴うものが「機械器具設置」であり、単に据付作業のみのものは「とび・土工・コンクリート」であると指導を受けた。「機械器具設置」工事は落札率が高いものが多いため、工種を見直すことも検討する必要があるのではないか。</p>	<p>は 1 者である。</p> <p>35 者、市内業者と合わせて 36 者である。</p> <p>貴重な意見とさせていただく。</p>
---	---

2 農政第 37 号 南ヶ端揚水機整備工事…指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○入札辞退業者が多いが理由は何か。</p> <p>○揚水機の部品を取替える工事のようだが、工事費全体の内、機械部分の値段は何割程度か。</p> <p>○応札者 3 者の内 2 者が予定価格で応札しており、受注意欲がある 1 者が受注したように見える。建設業法の改正により配置技術者の要件が緩和されたが、周知されているのか。「機械器具設置」工事は応札者が少ないことが、今回の資料からも明らかであり、応札し易い工夫が必要ではないか。</p>	<p>「技術者の配置が困難」、「履行期間中の完成が困難」となっている。</p> <p>工事費全体の約 77%である。</p> <p>「機械器具設置」工事について、抽出案件 1 で「とび・土工・コンクリート」と比較してご意見をいただいた。現在、市内に「とび・土工・コンクリート」A 等級の資格を持つ業者は 26 者あり、「機械器具設置」資格を持つ業者より多くなっている。工事の内容、実績等を考慮し総合的に判断した上で、競争性を確保するよう業者選定を行っていく。また、技術者配置要件の変更についても周知に努める。</p>

3 農振第 112 号 林道ロクロ線災害復旧工事…指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○主な変更内容は何か。</p> <p>○変更額はいくらか。</p> <p>○変更内容は事前に分からなかったのか。</p> <p>○単費箇所という言葉があるがどういう意味か。</p> <p>○擁壁の基礎部分が削れたので土を盛ったという事か。</p> <p>○第2回変更契約の契約額はどのようにして決めたのか。</p> <p>○受注者、発注者とも積算額を精査して契約金額を決めたという事か。</p> <p>○変更内容について、盛土の金額が、内容に対して高額なのではないか。</p> <p>○他の工法で施工する場合の見積を徴するなど、金額的な検討を行ったのか。</p>	<p>今回施工箇所へ通じる道を支える擁壁の足元の土が流出し、えぐれた状態になっており、その部分に土盛り、植生を行った。</p> <p>約 440 万円である。</p> <p>事前の現場確認では分からなかったものである。現場に入る道路が大きく被災しており、着工後、この区間の通行の為、仮設道路による復旧を行った後に、今回変更した箇所が被災していることが判明した。</p> <p>国等の補助を受けず市の費用で施工した、という意味である。</p> <p>土を盛って基礎を保護した後、土が流れないように植生を行った。</p> <p>現場を確認し、変更が必要かどうか確認したうえで変更することを決定し、変更にかかる概算金額を計算し、指示書により書面による指示を行っている。それを積み重ねて積算をしたもので、変更額は大きくなっているが、工事と切り離せる内容ではなく、当初の工事の安全を確保するうえで必要と判断し、変更を行った。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>斜面が大きく削れており、斜面下方向に最大で 21m 崩れている。新たに擁壁を設けるなど、他の工法と比較検討した結果、最も安価な工法を採用した。</p> <p>金額的な検討を行った上で決定した。</p>

4 道河第 141 号 副谷川ほか 1 河川 1 路線災害復旧工事…随意契約

意見・質問	回答等
<p>○応札者の少ない災害復旧工事の案件では、複数の現場を合わせて発注すると聞いたが、これはその案件に当たるのか。</p> <p>○最終的に随意契約となっているが、受注者以外にも見積りを取ったうえでこの業者しか契約できるものがなかったのか、それとも、入札が不調となったため応札の意思を示した 1 者と直ちに契約を結んだのか。</p> <p>○応札者が 1 者となった場合は、常に 1 者と随意契約を結ぶのか。災害復旧工事は、応札者が少なく、入札が成立しにくいという話は他の市町村でも聞くが、その際に、競争性が低下することを防ぐために、どのような工夫を考えているのか。</p>	<p>技術者の配置について考慮し、複数の現場をまとめて 1 本の工事として発注した案件である。</p> <p>同案件では合計 3 回入札を行った。1 度目、2 度目では応札者が無く、3 度目の入札で 16 者指名したがうち 15 者が辞退したため、応札意思を示した 1 者と随意契約を結んだ。</p> <p>本案件で 3 度入札を行ったうち、1 度目は復旧箇所をより多くまとめ、条件付一般競争入札で入札を行った。その後箇所数を減らし入札方法を指名競争入札に変更する等の工夫を行ったが、入札が成立しなかったため、随意契約を行った。本案件は災害復旧工事であり、早期に復旧し安全を確保する必要があったため随意契約を行ったもので、すべての案件で随意契約を行うものではない。</p> <p>一般競争入札の場合、広く公募するため、応札者が 1 者の場合も競争性が確保されていると判断している。指名競争入札の場合、指名業者を変更するか、設計内容の変更を行い、再度入札を行うのが基本だが、本案件では様々な入札方法で入札を実施しており、その上で、2 次災害も懸念されることから早期の復旧を優先し随意契約を行った。</p> <p>今後も発注ロットの工夫を行うなど、競争性が確保されるよう努めたい。</p>

5 令和2年度下六人部保育園民営化に伴う運営移管先法人の決定…随意契約

意見・質問	回答等
<p>○公募期間が短いため、広く周知する期間が無かったのではないか。公募前に事業についてのレクチャー等を行ったのか。</p>	<p>民営化については昨年度から地元、保護者へ説明を行っていた。事業者への説明は本年度に入ってからになるが、下六人部保育園の民営化は当初1年早く行われる予定であったこともあり、周知されていたと考えている。公募期間については、以前保育園の民営化を行った際の日程を参考に実施した。</p> <p>本市では、福知山市公募型プロポーザル方式ガイドラインを平成30年2月に策定し、統一的な運用基準を定めている。</p> <p>公募期間は事業者が参加申請を行う期間としており、本案件では、企画書の提出期限までは1.5か月確保している。</p> <p>事務局では公募開始から企画書の提出期限まで1か月以上確保するよう全庁的に指導しているところだが、案件毎に特殊性等を考慮し、必要な期間が確保できるよう指導する。</p>
<p>○前回のプロポーザル参加者は何者か。</p>	<p>1者である。</p>
<p>○市の財政的な面でのメリットは何か</p>	<p>公立保育園の建替えは、国の補助を受けることが出来ないが民間の保育園では受けることができる。財政的な部分以外では、公立にはない民間の考え方を取り入れられることがメリットと考えている。</p>
<p>○仕様書に、園舎建替えに当たって、福知山市は補助メニューの活用に努めるものとする。とあるが、福知山市も補助金を出すという事か。</p>	<p>建替え費用に対して、国の補助が基準額の1/2、市の補助が1/4である。残り1/4を事業者が負担する。</p>
<p>○民営化せずに市が建替えた場合、全額市が負担するが、民営化した場合市の負担は1/4になるという事か。</p>	<p>そのとおりである。公立保育園の建替えは、国の補助メニューが無い場合、全額市が負担する。</p>
<p>○ランニングコストは赤字か。</p>	<p>当園は、福知山市の公立保育園としては最も大きい規模になるが、国からの運営費等と差引してぎり</p>

<p>○正確なコスト比較は算定されていないのか。</p> <p>○委託事業者へ市から支出するのは、建替え費用の1/4と、委託料、補助金になるのか。委託料と補助金は違うものか。</p> <p>○公立保育園の民営化は今後もあるのか。</p> <p>○プロポーザル参加資格要件に、福知山市内で認可保育園を運営しているか、市内に本部を置く事業者となっているが、地域を限定するような縛りはあるのか。</p> <p>○プロポーザルを実施するのであれば、複数の事業者の企画を比較した上で選定する事がふさわしいのではないか。より多くの事業者がプロポーザルに参加できるよう、福知山市の事業者限定せず公募する等の工夫をすべきではないか。</p> <p>○今回決定した事業者は近隣で保育園を運営しているのか。</p> <p>○前回民営化された保育園を運営する事業者も、その保育園の近隣で保育園を運営していたのか。</p>	<p>ぎりの状況である。民営化することで事務経費や人件費が削減されるため、市の財政負担としては軽くなる。</p> <p>コスト比較をしたうえで、建替え分を含めると市の負担は現在より低減される。</p> <p>補助金と委託料は異なる。補助金には様々なメニューがあり、建替えに関する整備費用も含まれる。</p> <p>現在の福知山市立保育園整備計画で計画されたものは今回で完了した。今後少子化が予想されており整備計画の見直しを行う中で変更される可能性もある。</p> <p>特に縛りはない。</p> <p>貴重な意見として参考にさせていただく。</p> <p>同一の地域で保育園を運営している。</p> <p>民営化した保育園と同じ地域で保育園を運営している事業者が移管を受けている。</p>
---	--

<p>○移管を受ける保育園とその事業者が運営する保育園の距離は、移管後の施設運営に関係があるのか。</p>	<p>過去には別の地域の事業者が保育園の移管を受けた例もある。ただ、地元や保護者からは近隣の事業者が安心できるという意見もあり、事業者としても運営しやすい面はあると思われる。</p>
<p>○必ずしも近隣の事業者でなくとも応募が可能であり、今回近隣の事業者が移管を受けたのは、たまたまであったということか。</p>	<p>そのとおりである。</p>